



源泉徴収票や確定申告書で収入額の確認を!

短期給付係
(082)513-4957



今年1月末発行の源泉徴収票や、2月から始まった確定申告書の控えで収入額を確認しましょう。次の事例のような場合は、被扶養者の認定取消の手続きをしてください。

被扶養者の確定申告書の収入額確認

事例1 被扶養者である配偶者には事業収入があり、確定申告後、収支内訳書を確認したところ、経費に広告宣伝費が計上してあった。被扶養者の認定に際し、広告宣伝費は必要経費として控除できないため、収入額が130万円以上となっていた。

被扶養者に事業収入や農業収入等がある場合、総収入額から必要経費を控除して収入額を算定しますが、**共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なり**、次の表のとおりになります。

確定申告後、速やかに収入額が収入限度額未満かどうかを確認し、収入限度額以上となった場合は、被扶養者の取消の手続きを行ってください。なお、被扶養者の**取消日は確定申告をした日(確定申告をした日が確認できない場合は、確定申告期間の初日(今年は令和2年2月17日))**になります。(福利厚生事務の手引 §7 - 011 参照)

※ 収入限度額：年間130万円

(障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は180万円)

必要経費として認められるもの	必要経費として認められないもの
地代・家賃、荷造運賃、光熱水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、給料・賃金、外注工費、減価償却費、雑費、専従者給与等	公租・公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、福利厚生費、貸倒金、火災保険料、借入金の支払利子、手形を割り引いたときの割引料、各種引当金・準備金等

共同扶養者の収入額確認

事例2 夫婦で子を共同扶養し、組合員の被扶養者として認定している。給与収入のみである夫婦双方の源泉徴収票の支払金額を比較したところ、配偶者の支払金額の方が多かった。

共同扶養者がいる場合、**原則として、年間収入額の多い人の被扶養者になります。**

源泉徴収票や確定申告書の控えを確認し、収入額が逆転していたら、速やかに扶養替えの手続きを行ってください。

また、扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外に支給されているときは、組合員の方の収入が多い場合でも扶養替えになります。扶養手当の認定替えを行った際は、忘れずに手続きを行ってください。

収入の種類	確認書類	事実発生日
給与収入のみ	源泉徴収票	2月1日
その他の収入のみ	確定申告書の控え	確定申告をした日
給与収入+その他の収入	確定申告書の控え	確定申告をした日

- 共同扶養者の例
 - ・被扶養者が子の場合 ⇒ 組合員、組合員の配偶者
 - ・被扶養者が母の場合 ⇒ 組合員、父、兄弟など

組合員より配偶者の収入が多く、かつ、配偶者の方で被扶養者として認定できない場合(配偶者が国民健康保険に加入している場合など)は、双方の年間収入が同程度(*)であるときに限り、組合員の被扶養者として認定できます。

* (収入の差額) ÷ (年間収入額が多い方の収入額) ≤ 1割